

「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ（案）」（全般的取組を含む。）及び「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）（案）」に関する意見募集の結果について

<実施概要>

- （１）募集期間：平成 25 年 5 月 24 日（金）～平成 25 年 6 月 7 日（金）※
- （２）実施方法：電子政府の総合窓口（e-gov）及び内閣官房HPに掲載
- （３）意見提出方法：電子メール、FAX、郵送

<提出意見数>

ロードマップ（案）に対する意見

意見総数 47 件

（意見提出者数：10 者（個人 6 者、法人・団体 4 者））

ガイドライン（案）に対する意見

意見総数 35 件

（意見提出者数：15 者（個人 11 者、法人・団体 4 者））

※締切後に届いたご意見につきましては、今後の施策の推進にあたっての参考にさせていただきます。

電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ(案)(全般的取組を含む)に関するご意見とそれに対する考え方について

通番	項目	提出主体	ご意見	ご意見に対する考え方
1	ロードマップ案における用語の定義	個人	<p>本件ロードマップ案本文第1ページ等は、「機械判読に適したデータ形式のデータを、営利目的も含めた二次利用が可能な利用ルールで公開すること」を「オープンデータ」と定義しています。</p> <p>しかし、「オープンデータ」とは、データは全ての人が自由に利用・再利用できるようにするべきだという理念に基づく概念だと思えます。このため、同ページ等のような定義は、狭すぎるものであって、「オープンデータ」の理念を矮小化するものであり、妥当でないと思えます。</p> <p>したがって、「オープンデータ」の定義は、「データを全ての人が自由に利用・再利用できるようにすること」などとした上で、「機械判読に適したデータ形式のデータを、営利目的も含めた二次利用が可能な利用ルールで公開すること」は、この理念を実現するための一手段として位置付けるべきだと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ロードマップ案における定義は、電子行政オープンデータ戦略に基づく取組を説明するためのものであり、このような表現とさせていただきます。</p>
2	二次利用を促進する利用ルールの整備関係	Open Knowledge Foundation Japan	<p>1. 「2-(1) 二次利用を促進する利用ルールの整備」(p.2)</p> <p>(a) ユーザーコミュニティとの対話に基づくルールづくり</p> <p>基本的なルール作りのあり方について漸進的に取組を進めるため、また公開した後の利用を後押しするために、ユーザー参加型、ユーザーコミュニティとの対話に基づく共同規制的アプローチを進めていくことをルール形成の基本的な方針とするべきである。KPIとして「ユーザーコミュニティとのミーティングをいつまでに何回開催するかを加えるなども検討する必要がある。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>オープンデータの利用促進のため、利用者のニーズを把握し、それを取組に反映させる仕組みは重要であると考えており、ご意見は、取組の検討において参考にさせていただきます。</p>
3	二次利用を促進する利用ルールの整備関係	Open Knowledge Foundation Japan	<p>1. 「2-(1) 二次利用を促進する利用ルールの整備」(p.2)</p> <p>(b) 世界標準ライセンスの採用</p> <p>データの利用価値はデータを組み合わせることによってさらに高まることは周知の事実である。そのためには、組み合わせるデータのライセンスはできる限り同じものが望ましい。データ公開にあたって、日本固有のライセンスを設計し適用することは、データを組み合わせる可能性を狭めることになり、日本の国民や企業にとって不利益となる。日本独自ライセンスではなく、パブリックドメインやCC BYなど、世界で広く使われているライセンスの採用を最優先に検討すべきである。オープンデータ先進国をできるだけ早くキャッチアップするためにも、独自ライセンスの設計に時間をかけるべきではない。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>利用ルールの表示については、できるだけ分かりやすく統一的なものとすべきと考えており、ご意見は、ライセンスの検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
4	二次利用を促進する利用ルールの整備関係	個人	<p>2-(1)-丸2 具体的な取組 について</p> <p>『二次利用可能なデータ公開を促進するため、公開データの二次利用により生じた損害に関する免責についても明確にすることとする。』この言葉で免責される主体が明確ではありません。文脈から免責されるのはデータ公開主体、つまり省庁側・国側であると思われます(ガイドライン側にはそれが明記されています)が、これをロードマップでも明確に書いて頂けないでしょうか。省庁側担当者側のオープンデータへの障害の一つは、やはりデータ公開によって生じた損害が国の責任に問われることにより本人の責任につながる、という構造のように思います。その免責を強く打ち出すべきかと思えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>免責を含む利用規約などの公開データの利用ルールの表示については、具体的に検討・整理が必要と考えており、ご意見は、その検討・整理に当たり参考とさせていただきます。</p>
5	二次利用を促進する利用ルールの整備関係	個人	<p>○2(1)②、政府データのオープンデータ化にあたっては、データそのものとともに、当該データの仕様の変更等についての情報の周知を随時、迅速かつ公平な手段で行う体制を整えることを工程表に明記されたい。</p> <p>例えば現在、気象庁が発表する気象情報に係る予報区の変更、新しい作成技術の導入等に関する情報は、業界団体の会員企業に対しては会員専用のWebサイト(<a href="http://www.w-shinkou.org/">http://www.w-shinkou.org/</a>)を通じて早期かつ無償で提供されているが、それ以外の者には、団体の事務局でもある法人の有償サービス(<a href="http://www.jmbasc.or.jp/hp/book/g_j0080.htm">http://www.jmbasc.or.jp/hp/book/g_j0080.htm</a>)を利用させるという差別化がなされているが、ゆくゆくは、このような取り扱いは解消されるべきである。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>オープンデータの観点からは、データそのものだけでなくデータに関する情報も重要であると考えられます。ご意見は、二次利用を促進するルール整備についての今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
6	機械判読に適したデータ形式での公開の拡大関係	Open Knowledge Foundation Japan	<p>2. 「2-(2) 機械判読に適したデータ形式での公開の拡大」(p.3)</p> <p>(a) 防災分野での機械判読データの早期提供</p> <p>防災は国民にとってまさに命にかかわる最重要課題の1つであり、他の重点分野よりも優先して早急に取り組むべきである。道路、橋、港/空港、建物等の社会インフラの状況に関するデータを集約し機械判読可能な形式にすることで、行政組織が地域を越えて防災や災害対応に使うことができる体制を早期に整備するとともに、緊急時にはそれらのデータを一般にも公開する。本件については、ただちに防災関係の会議のアジェンダに追加し、早期実施を図る。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>防災・減災情報については重点分野に位置づけられており、ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ(案)(全般的取組を含む)に関するご意見とそれに対する考え方について

通番	項目	提出主体	ご意見	ご意見に対する考え方
7	機械判読に適したデータ形式での公開の拡大関係	Open Knowledge Foundation Japan	<p>2. 「2- (2) 機械判読に適したデータ形式での公開の拡大」(p.3)                      (b) 「原始データ」の優先的公開                      いちばん細かい「原始データ」さえあれば、それを集計したデータ(統計値に多い)はいかようにでも作成可能である。まずは各データの原始データとはどういったものなのかを整理し、それを出すことを優先すべきである。                      【参考】  <a href="http://okfn.jp/2013/05/24/rawdata/">http://okfn.jp/2013/05/24/rawdata/</a>                      個人情報やプライバシーなど、配慮の必要な事項を踏まえた上で公開する項目を具体的に決めていかないと原始データの公開は広がらないのではないか。                      オープンデータの利用者には、公開された状態で(例えばExcel形式で)使いたい、いわばカジュアルなユーザーと、原始データを入力して、加工やクレンジングは自分でやりたいヘビーユーザーが想定される。前者は個人や小さな団体が何らかの用途でデータを少量使う場合が多いであろう。後者はデータに付加価値を付けて二次的に提供したり、専門的な分析を行うビジネス用途が中心であろう。カジュアルなユーザーはExcelなどで見やすく加工されたり、集計されたものが使いやすいかもしれないが、ビジネス用途には原始データが不可欠である。                      よって、今ある統計データの出し方を整理するにあたっては、まずその原始データを定義し、公開することを最優先とすべきである。その際、一見不要に見えるものであっても、公開できる項目についてはできるだけカットせず、公開内容に含めるべきである。加工済みのものを正規化して公開するような作業は優先順位としては低く、データ提供側の負担が増えてデータが出にくくなるのが懸念される。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。                      オープンデータの取組については、可能などころから速やかに取組に着手する観点から、現在各府省が公開しているデータをより利用しやすくする取組を進めるとともに、並行して公開データの拡大等に取り組むことが適当と考えております。ご意見は、今後の取組を進めるに当たっての参考とさせていただきます。</p>
8	機械判読に適したデータ形式での公開の拡大関係	個人	<p>データ公開に当たっては、編集結果のデータではなく、できるだけ生のデータ(raw data)を公開するに言及して欲しいと考えます。現状では、一般公開するためにかなり計算結果を経た内容になっているので、これらを算出する基になった生データを公開するように薦めて頂きたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。                      オープンデータの取組については、可能などころから速やかに取組に着手する観点から、現在各府省が公開しているデータをより利用しやすくする取組を進めるとともに、並行して公開データの拡大等に取り組むことが適当と考えております。ご意見は、今後の取組を進めるに当たっての参考とさせていただきます。</p>
9	機械判読に適したデータ形式での公開の拡大関係	Open Knowledge Foundation Japan	<p>2. 「2- (2) 機械判読に適したデータ形式での公開の拡大」(p.3)                      (c) 機械判読よりも公開を優先                      注記事項に記載されている「国民への情報公開の観点から、人が読むという従来からの利用形態に適したデータ形式での公開も継続する。」ことを必ず遵守させるよう徹底すべきである。データを機械判読可能な形式に整えるには時間もコストもかかる。データを機械判読可能にしなければ公開してはならないという誤解をデータ保有者に与えてしまうと、データ公開そのものが阻害される恐れがある。                      同じ理由により、現在公開されているデータや、すぐに公開できるデータに関しては、形式を問わず、適切なライセンスのもとで公開することを最優先すべきである。機械判読可能にする作業は公開後行い、機械判読可能なデータがそろった段階で順次追加していけばよい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。                      人が読むという従来からの利用形態に適したデータ形式での公開も継続すべきことについて、データ保有者に誤解のないよう推進していきたいと考えております。</p>
10	機械判読に適したデータ形式での公開の拡大関係	個人	<p>2- (2) 機械判読に適したデータ形式での公開の拡大 について                      この項目を受けてガイドラインにおいて「機械判読に適したデータ形式」での公開という言葉が強すぎる印象を受けました。これが目立ちすぎますと、機械判読に適したデータ形式になっていない・変換に手間がかかることを理由にデータ公開が進まないという逆の副作用が懸念されますし、高いエンドユーザーコンピューティング能力を担当者に求めると、結局データ公開の作業をアウトソースするなどの原因となりコストが増します。大事なことは2次利用の拡大であり、機械判読に適したデータ形式での公開の拡大は2次利用の拡大のための手段に過ぎないと考えます。例えばこの項目を2- (1) の項目の下に置くと、順番をさらに後方にもっていくなど、優先順位を下げた印象を与える表現にして頂いた方がよいのではないかと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。                      国民への情報公開の観点から、人が読むという従来からの利用形態に適したデータ形式での公開も継続すべきことについて、注記しているところであり、また、ガイドライン案においても、データ形式の変換に多くのコストを要する場合には、当面、従来のデータ形式で公開すればよいこととしているところです。オープンデータの取組の推進に当たって誤解のないよう留意したいと考えております。</p>
11	機械判読に適したデータ形式での公開の拡大関係	Open Knowledge Foundation Japan	<p>2. 「2- (2) 機械判読に適したデータ形式での公開の拡大」(p.3)                      (d) 民間による機械判読可能化                      機械判読可能なデータへの変換は各省庁で主体的にやるだけでなく、データを必要とする民間に任せる方策も考えるべきである。データは鮮度も価値である。機械判読可能にするために時間がかかるようならば、その価値を失うことになる。ビジネス上データを必要とする企業が機械判読可能化を担うことについて大きな支障はないと考えられる。一方、政府や地方自治体は、利用されるかどうか分からないデータに必要以上にコストをかけなくても済む。政府は機械判読可能に変換したデータを公開するためのデータカタログを整備し、機械判読可能化に協力してくれた企業名を公開するなどの方法で、企業に協力を促すことも可能である。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。                      効率的・効果的に取組を進めるために民間との連携は重要と考えており、ご意見は、今後の取組を進めるに当たっての参考とさせていただきます。</p>

電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ(案)(全般的取組を含む)に関するご意見とそれに対する考え方について

通番	項目	提出主体	ご意見	ご意見に対する考え方
12	機械判読に適したデータ形式での公開の拡大関係	小江戸Linux Users' Group	<p>機械判読可能なオープンデータについては、機械判読可能なデータへの変換は各省庁で主体的にやらずに、むしろデータを必要とする民間に任せるべきである。政府の持つデータは基本的に2次利用可能にして、データ変換は市場に任せるとともに、変換したデータを公開していることを示すデータカタログをしっかりと整備して、変換したデータを公開することを推奨またはエンカレッジする仕組み(例えば公開してくれた企業名を公表するなど)を整備すれば、政府と民間が協力してオープンデータの活用が広がるのではないかと考えている。データは鮮度も価値である。そのため、機械判読可能にするために時間がかかるようならば、その価値を失うことになる。機械判読は必要と思う企業などが実施すればよくて、政府や地方自治体が利用されるかどうか分からないデータに必要以上にコストをかけるべきではない。また、機械判読化が市場を生む可能性もあるので、その仕組みも含めてロードマップに反映するべきである。大事なものは、鮮度のあるデータを、より早く二次利用可能な形で提供することを第一に考えてほしい。また機械判読化のようにデータ変換したものは、企業がオープンにしやすいように、インセンティブが働く仕組みを盛り込んでほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 効率的・効果的に取組を進めるために民間との連携は重要と考えており、ご意見は、今後の取組を進めるに当たっての参考とさせていただきます。</p>
13	機械判読に適したデータ形式での公開の拡大関係	個人	<p>○2(2)②、機械可読形式によるデータの公開を早期に実現する情報として、既存の法律の規定により国の機関が発表・公表・閲覧供用することとされている情報(気象情報、測量成果、消費者事故の発生状況等)を示されたい。 これらについては、データの公開・機械可読形式化の是非を改めて検討する必要はなく、また、その利用法も社会的に定着して試行期間や実証実験を省略しうるため、機関内部における処理で用いられている機械可読形式のデータをそのまま公開するだけで(特段の法的・予算的措置を講じることなく)オープンデータ化が達成される点で、早期実施が適切であると思われる。 また、国内法に根拠を持たないものであっても、国際機関に提供されているデータについては、提供の根拠となる国際協定等に違反しない限り、上に同じくオープンデータ化を早期に実施できると思われる。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 頂いたご意見を参考に、関係する法律、国際協定等を確認した上で、可能なところについては、早期のオープンデータ化に向けて取り組むこととしたいと考えます。</p>
14	機械判読に適したデータ形式での公開の拡大関係	NPO法人 東アジア国際 ビジネス支援 センター	<p>4. 公開するデータについては、使用する用語、書式等語彙の整理と標準化を図って頂きたい ガイドライン案5ページに、語彙の整理と標準化が「望ましい」と示されておりますが、データ検索のためには標準化は必須要件であり、その工程を具体的にロードマップ上に示すべきと考えます。 また、以下のような制度毎の正式な名称と、一般的な通称が存在する語彙については、厳密には制度上の定義が若干異なるとしても、読み替え検索を可能にしたい。 (例) 企業、法人、事業所、会社 収入、所得、年収、 市民、住民、居住者、 従業員、被用者、労働者、 給与、給料、賃金、報酬、 地方公共団体、地方自治体</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 ロードマップ案において、データを横断的に又は組み合わせで処理・利用することを容易にする観点から、用語やその定義の標準化等について取組を進めることを記述しております。ご意見は、今後の取組に当たっての参考とさせていただきます。</p>
15	機械判読に適したデータ形式での公開の拡大関係	個人	<p>○2(2)②及び2(3)、用語・定義の標準化、データ連携ツールの整備及びデータカタログの整備は、利用者(民間)が主体となって行うほうが、最終的に利便性の高いものができ、品質競争による新しい市場の形成も期待できると思われる。 特に、用語・定義の標準化は、これを国(各省庁間)で行う場合、当該データに係る行政実務や法令解釈の変更にまで波及せざるをえないことから、その調整には多大の時間を要し、これが終結するまでデータの公開が停滞する本末転倒の事態も懸念される。 むしろ、まずは不統一があってもデータ自体の公開を先行させ、その代わり、民間におけるデータセット間辞書等の開発を促すために、語彙等についての解説資料を作成・公表するよう各省庁に求めることとしたほうが、早期かつ利便性の高いデータ間連携の成りに資するのではないかと考えています。 また、このようにして作られた連携ツールを行政事務に活用することも考えられる。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 オープンデータの取組において、民間が保有する技術・ノウハウ等を活用し効率的かつ効果的に進めていくことは重要と考えております。ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ(案)(全般的取組を含む)に関するご意見とそれに対する考え方について

通番	項目	提出主体	ご意見	ご意見に対する考え方
16	機械判読に適したデータ形式での公開の拡大関係	個人	<p>■ オープンデータを利用した民間利用と開発について</p> <p>東日本震災時にその後の地震発生と潮位変動の相関を調べてみたたくてプログラムを書いたことがある。発生した地震の詳細情報を得るのは量も内容も国内のものでは不十分であるので日本でおきている地震にもかかわらず海外で公開されているものを利用せざるを得なかった。潮位の情報については、気象庁が潮位変動情報を公開していたが非常に開発コストが高い状態にあった。</p> <p>具体例をあげると、潮位の変動のデータは下記のような状態で固定長ファイル形式公開されている。              87 99106108107104103105111120129135136130118 98 75 51 30 17 13 19 33              5211 1 1AY 257108114113699999999999999 5511031954 13999999999999999              定義によればこの固定長の1行は上記のようなデータを内包している。              毎時潮位データ： 1～ 72カラム 3桁×24時間(0時から23時)              年月日： 73～ 78カラム 2桁×3              地点記号： 79～ 80カラム 2桁英数字記号              満潮時刻・潮位： 81～108カラム 時刻4桁(時分)、潮位3桁(cm)              干潮時刻・潮位： 109～136カラム 時刻4桁(時分)、潮位3桁(cm)              ※ 満(干)潮が予測されない場合、満(干)潮時刻を「9999」、潮位を「999」としています。</p> <p>jsonやcsvでデータが公開されるwebAPIの時代にこれはない。汎用機時代の遺構にしかみえない。しかもこのようなデータもファイルを保管しておく容量がないからという理由で本年度分のデータしかファイルで公開されていない・・・。</p> <p>しかし、このような状態でも公開されていればまだいいほうで、例えば地球潮汐の観測データのようにそもそも民間人がアクセスできないデータも多い。地球と月の日毎の距離のデータを取得しようとする国立天文台などが公開している検索エンジンから検索結果として取得しなくてはならない。このような情報公開だとクローラーを書かなければならないし、公開用のサーバーに負荷をかけてしまう。岡崎図書館事件の例もあり開発側は躊躇する。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>システムの仕様等の関係から直ちにファイル形式を変更することは困難な場合もあると考えられますが、オープンデータの観点からは、今後、より機械判読に適したデータ形式での公開が適当と考えられます。意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
17	機械判読に適したデータ形式での公開の拡大関係	個人	<p>■ アナログデータの電子化について</p> <p>印字したものをふたたびスキャンなどで取り込みPDFにするのは閲覧するひとへの嫌がらせかのように思う。衆院議員の「資産報告書」のように特定の場所で閉架式でしかアクセスできないデータについてもデジタルで公開を。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>印字したものをふたたびスキャンなどで取り込み生成されたPDFは、加工・編集等の容易さという観点からは適したデータ形式でないと考えられます。オープンデータの観点から、今後、より機械判読に適したデータ形式での公開に取り組むことが適当と考えられます。</p>
18	機械判読に適したデータ形式での公開の拡大関係	社団法人 日本画像情報 マネジメント協 会	<p>紙媒体で保存されているが2次利用ニーズの高い書類・図面の電子化による閲覧環境の提供についても、ロードマップで明示するようお願い致したい。本件は平成24年7月4日「電子行政オープンデータ戦略」で政府決定されていると理解しております。平成23年度の各省庁の行政文書の管理状況調査によれば、紙媒体が95.6%も占めております。(内閣府公文書管理課調査)</p> <p>特に多くの自治体で10年間保存とされているインフラ関係の竣工図面や点検修理の図面、文書、写真、ビデオ等の電子化によるオープンデータ提供は急務であると考えます。本件についてが、JIIIMAで政策提言を準備中です。</p> <p>2次利用ニーズの高い書類・図面のオープンデータ閲覧については、国際標準であるPDF/Aの使用を提案致します。WordやExcelのような文字化けがなく、長期保存できる国際標準フォーマットであり、文部科学省でも、著作物の二次的使用を促進するため、全ての学校法人に対し、「論文などの作成をPDF/Aで行うことを条件にして、科研費を支給する」と指導されています。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ロードマップ案においては、現在電子化されていない情報のオープンデータ化(公開データの拡大)については、新規にインターネットを通じて公開するためのコストや利用者のニーズ・要望に応じて取り組むこととしております。なお、PDF/Aにつきましても、長期保存という観点に適したデータ形式であると認識していますが、加工・編集等の容易さという観点からはよりそれに適したデータ形式もあると認識しており、オープンデータにおけるデータ形式については、一定の基準を示す以上に、特定のデータ形式を指定する必要はないと考えております。</p>
19	データカタログの整備関係	Open Knowledge Foundation Japan	<p>3. 「2-(3)データカタログ(ポータルサイト)の整備」(p.4)</p> <p>(a)すでに機械判読可能な形で公開しているデータの省庁横断的なカタログ整備              復興DB、気象庁防災情報XML、財務省予算書決算書、国会図書館、基盤地図情報、財務省貿易統計、農林水産関係試験研究機関総合目録等、すでに機械判読可能な形で公開しているデータが多数存在している。これらのデータはそもそも再利用を前提に作られていると考えられる。しかし、こうしたデータは各省庁がバラバラに公開しており、一般の人にはどこに存在しているのかを知る手段がない。価値あるデータの再利用を促すためにも、こうしたデータに関する省庁横断的なカタログを整備し、再利用可能なライセンスのもとで、直ちに公開するべきである。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>横断的検索を可能とするデータカタログの整備とその内容の充実重要であると考えております。ご意見は、データカタログの整備に当たり参考とさせていただきます。</p>

電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ(案)(全般的取組を含む)に関するご意見とそれに対する考え方について

通番	項目	提出主体	ご意見	ご意見に対する考え方
20	データカタログの整備関係	個人	<p>■ データカタログについて</p> <p>公費を投入されて採集された学術的なデータについては極力公開を前提としてほしい。省庁が公開しているデータだけではなく、学校や国立の施設が公開するデータについても網羅的なインデックスを設けてほしい。また、官や公以外、民間により集められたデータも一定の形式にもとづいて申請しアップロードできる受け口を用意してくれると産学民官官の連携がすすむのではないかと。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>データカタログについては、まず国のデータを登録することとされていますが、オープンデータの取組については、独法、地方公共団体等に普及させていくこととしており、それらのデータについても登録・連携する方向で検討が必要と考えております。民間により集められたデータとの連携の促進は重要と考えておりますが、そのための方策については、今後の検討と考えております。</p>
21	公開データの拡大関係	NPO法人 東アジア国際 ビジネス支援 センター	<p>1. 公的機関は、「公開できない理由が明確なものを除き、保有するデータは全て公開する」を基本的理念とし、継続的にこの理念の実現に向けて注力して頂きたい</p> <p>「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ(案)」(以下、「ロードマップ案」と略します)の5ページ「②具体的取組」、及び「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(案)」(以下「ガイドライン案」と略します)の6ページ「(1)原則公開の理念」に書かれているとおり、「公開できない理由が明確なものを除き、保有するデータは全て公開する」という理念は極めて重要であると考えます。</p> <p>オープンデータを我が国に定着させ、新産業・新サービスの創出や全産業の成長を促す触媒として活かすためには、データの提供主体である行政機関は基本的にあらゆるデータの提供に徹することが理想です。提供されるデータの利用者ニーズに沿った加工や情報の流通、さらにそれら情報を活用した事業の遂行等は、民間が主体的に展開することで、新たなイノベーションが創出されると考えます。</p> <p>そうした理由から、オープンデータ戦略を遂行する上で、政府に「原則公開の基本理念」を堅持して頂き、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第五条に書かれた不開示情報以外は原則的に公開して頂きたいと思っております。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>「原則公開」の理念の下に、具体的取組としては、重点分野について優先的に取り組むとともに、新規にインターネットを通じて公開するためのコストが小さいもの、利用者のニーズ・要望が強いものから順次公開を拡大していくこととしております。</p>
22	公開データの拡大関係	NPO法人 東アジア国際 ビジネス支援 センター	<p>2. 当初は重点5分野におけるデータ公開が中心になるが、以降民間のニーズを踏まえたPDCAサイクルの上で公開データの継続的拡大を図って頂きたい</p> <p>ロードマップ案及びガイドライン案には、データの公開の優先度や費用対効果などの判断を行政及び実務者会議で決定する旨が記載されておりますが、こうした措置はあくまで立ち上げ段階の対応と理解しており、以降、本ロードマップの最終年度である平成27年末以降も、民間ニーズとその効果についてPDCAサイクルで確認しつつ、公開データの継続的拡大を図って頂きたいと存じます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ロードマップ案において、利用者のニーズ(要望)・意見を把握し、それを取組に反映させる仕組みの構築について記述しておりますが、そのような仕組みにより公開データの継続的拡大を図っていきたくと考えております。</p>
23	公開データの拡大関係	NPO法人 東アジア国際 ビジネス支援 センター	<p>3. 行政機関が公開するデータについてデータカタログに以下の項目で公開して頂きたい</p> <p>平成27年度末までに、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」で定められた政府、独立行政法人、地方公共団体が保有する全てのデータについての棚卸しを行い、その結果、公開すべきデータについてはデータカタログにて公開して頂きたいと考えます。</p> <p>データカタログには、以下の項目を記載して頂きたいと存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開データの名称と概要説明</li> <li>・ データの特性(数値、文章、地図等)</li> <li>・ 提供方法(5 Star ランキング表示)、ランキングアップの予定時期</li> <li>・ CCライセンス表示</li> <li>・ 公開元と連絡先</li> <li>・ 作成日</li> <li>・ 公開日</li> <li>・ 更新日、更新頻度</li> </ul>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>「原則公開」の理念の下に、具体的取組としては、重点分野について優先的に取り組むとともに、新規にインターネットを通じて公開するためのコストが小さいもの、利用者のニーズ・要望が強いものから順次公開を拡大していくこととしています。</p> <p>データカタログに掲載する項目に関するご意見については、データカタログに関する今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
24	公開データの拡大関係	Open Knowledge Foundation Japan	<p>4. 「2-(4)公開データの拡大」(p.5)</p> <p>(a) 各省「白書」の早期公開</p> <p>各省が作成するすべての「白書」は、情報通信白書と同じく直ちにCC BYライセンスのもと、機械可読形式で公開するべきである。公開にあたっては、全白書をポータルサイトを通じて公開し、一括検索など横断的な操作が容易にできるようにする。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>白書は重点分野の一つとして、優先的に取り組むこととしております。ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
25	公開データの拡大関係	Open Knowledge Foundation Japan	<p>4. 「2-(4)公開データの拡大」(p.5)</p> <p>(b) 市町村レベルなど、より「原始データ」に近い統計データの公開</p> <p>公開されているデータがより細かい「原始データ」であればあるほど、データのビジネス活用の可能性が高まるのは先に指摘した通りである。また、国民の生活に密接に関係している課題については、集約したデータでは役に立たない場合が多い。</p> <p>そこで、都道府県レベルに集約して提供している統計データについて、個人情報やプライバシーの問題を考慮しなくて済む範囲で、且つ、できるだけ「原始データ」に近い形でもデータも提供すべきである。例えば、各種統計データを市町村レベルまで公開することによって、エリアマーケティング等には非常に有用なデータとなる。また、待機児童数などを保育所ごと、さらには各保育所内の年齢ごとに公開することによって、保育所を探している人には非常に大きな助けとなる。こうした例はここでは指摘できないほど多数存在している。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>公開データの拡大については、重点分野について優先的に取り組むとともに、新規にインターネットを通じて公開するためのコストが小さいもの、利用者のニーズ・要望が強いものから順次公開を拡大していくこととしています。ご意見は、今後の取組を進めるに当たっての参考とさせていただきます。</p>

電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ(案)(全般的取組を含む)に関するご意見とそれに対する考え方について

通番	項目	提出主体	ご意見	ご意見に対する考え方
26	公開データの拡大関係	Open Knowledge Foundation Japan	4.「2-(4)公開データの拡大」(p.5) (c)非商用目的限定で既に公開しているデータの商用利用化 省庁や自治体のサイトには、非商用目的限定で公開されているデータが多数存在している。こうしたデータは各省庁や自治体などが市民にとって重要であり公開すべきとの判断に基づいて公開していることから、改めて重要であるか否かの議論を行う必要はない。これら非商用目的限定で既公開のデータに関しては、オープンデータ戦略の基本原則に基づいて、商用・非商用を問わず利用できるようにライセンスを直ちに変更すべきである。ライセンスについては、パブリックドメインあるいはCC BYが適当であると考え。	ご意見ありがとうございます。 公開データの利用ルールについては、その表示方法等につき、具体的に検討・整理が必要と考えており、ご意見は、その検討・整理に当たり参考とさせていただきます。
27	公開データの拡大関係	Open Knowledge Foundation Japan	4.「2-(4)公開データの拡大」(p.5) (d)経済界のニーズ調査に基づく優先的なデータ公開 これまでに経団連をはじめとする経済界からのオープンデータに関するニーズ調査がすでに複数回実施されてきた。こうしたビジネスニーズが明らかなデータに関しては、新たに議論を重ねることなく、直ちに公開すべきである。経済界からのオープンデータに対する期待を損なわないためにも、早急な対応が必要である。	ご意見ありがとうございます。 オープンデータの取組に当たり、経済界のニーズを踏まえることは必要と考えております。これまでの調査についても、具体的な対象データの特定や当該データを公開するに当たっての制約の有無の確認等が必要な場合がありますので、それらを行いつつ、可能なところから取組を進めていきたいと考えております。
28	公開データの拡大関係	Open Knowledge Foundation Japan	4.「2-(4)公開データの拡大」(p.5) (e)国民の関心度に基づいた公開優先度の決定 政府統計の総合窓口e-Statでは、主要統計についての月間アクセスランキングを公開している。このランキングを見れば、国民がどの統計データに対して関心を持っているのかがわかることができる。ロードマップで公開を優先するとしている重点分野(白書、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報)には含まれていないデータがランキングでは上位を占めているケースが多々見受けられる。国民の関心の高いデータから優先的に公開することで、オープンデータに対する国民の関心や理解もさらに深まることは間違いないため、こうしたe-Statの月間アクセスランキングなど、国民の関心度を反映した公開優先基準も取り入れるべきである。	ご意見ありがとうございます。 公開データの拡大については、重点分野について優先的に取り組むとともに、新規にインターネットを通じて公開するためのコストが小さいもの、利用者のニーズ・要望が強いものから順次公開を拡大していくこととしています。また、利用者のニーズ(要望)・意見を把握し、それを取組に反映させる仕組みを構築することとしています。ご意見は、今後の取組を進めるに当たっての参考とさせていただきます。
29	公開データの拡大関係	Open Knowledge Foundation Japan	4.「2-(4)公開データの拡大」(p.5) (f)情報公開法改正 情報公開法の改正については、民主党政権時に議論を重ね法案が提出されたものの、審議されず廃案となっている。情報公開法を改正し、より国民に分かりやすく利用しやすいものに改正すべきである。 参考:「改正法案は、現在の情報公開法の解釈運用上の問題や非開示処分取消請求訴訟手続上の問題を踏まえ、これらを改善すべく、不十分なながらも、知る権利の保障の明文化、不開示情報の範囲の限定、裁判所が行政機関に対し行政情報の提出を命じて裁判所のみが見分できる手続(インカメラ審理)の導入などを盛り込んだ内容となっている。さらに、『国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする』旨の積極的な情報提供の規定も提案されている」(日弁連)	ご意見ありがとうございます。 今回のロードマップ案は、機械判読に適したデータ形式のデータを営利目的も含めた二次利用が可能な利用ルールで公開する「オープンデータ」の取組に係るものであり、情報公開全般に関するものではございません。
30	公開データの拡大関係	Open Knowledge Foundation Japan	4.「2-(4)公開データの拡大」(p.5) (g)クローズドデータのガイドブック整備 オープンデータ化を進める前に、何をクローズドにするのかの方針をはっきりとさせ、具体的なものについてガイドブックを作成するなどして公表すべきである。それがあれば、地方自治体なども二次利用の公開を積極的に推進できる。	ご意見ありがとうございます。 公開データの拡大の具体的な取組については、重点分野について優先的に取り組むとともに、新規にインターネットを通じて公開するためのコストが小さいもの、利用者のニーズ・要望が強いものから順次公開を拡大していくこととしています。また、地方公共団体が保有するデータの公開の考え方を整理・提示することとしており、ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
31	公開データの拡大関係	小江戸Linux Users' Group	オープンデータ化を進める前に、何をクローズドにするのかの方針をはっきりとさせ、具体的なものについてガイドブックをまず公表すべき。それがあれば、地方自治体なども二次利用の公開を積極的に推進できる。	ご意見ありがとうございます。 公開データの拡大の具体的な取組については、重点分野について優先的に取り組むとともに、新規にインターネットを通じて公開するためのコストが小さいもの、利用者のニーズ・要望が強いものから順次公開を拡大していくこととしています。また、地方公共団体が保有するデータの公開の考え方を整理・提示することとしており、ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。

電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ(案)(全般的取組を含む)に関するご意見とそれに対する考え方について

通番	項目	提出主体	ご意見	ご意見に対する考え方
32	公開データの拡大関係	個人	2-(4)公開データの拡大 について 公開データの拡大には各省庁担当者の努力が求められるところですが、業務評価に繋がらなければその努力に見合うインセンティブを与えられないと考えます。データ公開が結果として二次被害的なことにつながり非難され責任に問われることが上記2-(1)の免責によって除外されても、やはり十分な担当者のインセンティブとはなっていないと考えられます。「担当者の業務評価に結びつけることにより、データ公開のインセンティブとする」ことを明記してはどうでしょうか。また、データ公開やその機械可読形式への変換に必要な担当者のICTリテラシー向上策も書き込むことはできないでしょうか。	ご意見ありがとうございます。 ロードマップ案において、継続的に取組内容の改善を行うための評価の方法を検討することとしているほか、各府省に対するコンサルティングについても記述しております。ご意見は、今後の取組の検討に当たり参考とさせていただきます。
33	普及・啓発、評価関係	NPO法人 東アジア国際 ビジネス支援 センター	6. 普及・啓発において、オープンデータ戦略が届きにくい中小企業や地域コミュニティビジネス事業に対する、利活用啓発に向けた特段の配慮を頂きたい ロードマップ案5ページ「(5)普及・啓発、評価②具体的な取組」において、利用者のニーズ・意見を反映する仕組みを構築すると書かれていますが、利活用する機会があるにも関わらず、それに気づかず通りすぎてしまう中小企業、商店街、地域コミュニティビジネス事業者が世の中には圧倒的に多いのが現状です。こうした中小事業者に対する利活用の啓発に向けた特段のご配慮をご検討頂きたいと思えます。	ご意見ありがとうございます。 オープンデータの普及に当たっては、中小事業者への普及・啓発も重要であると考えております。ご意見は、今後の取組の検討に当たり参考とさせていただきます。
34	普及・啓発、評価関係	NPO法人 東アジア国際 ビジネス支援 センター	7. PDCAによる公開データの継続的見直しと拡大のために、オープンデータの運用管理および府省間調整のための専任組織を設けて頂きたい 別紙ロードマップによれば、オープンデータに関する全体の工程管理および関係府省間の調整は内閣官房が兼務されると拝察します。しかし、運用管理の量と質の実効性を高めるためには、データ・サイエンティスト等の専門知識のある要員を含めた専任組織を設けて頂きたいと考えます。併せて、当組織には継続的なデータ公開の推進機関として、当該機関に民間ニーズの窓口機能を持たせるとともに、諸外国のオープンデータ関連機関との連携機能、公開データに係る苦情・トラブルに対する調停機能等を持たせることも重要と考えます。	ご意見ありがとうございます。 オープンデータに関する全体の工程管理、府省間調整等は、少なくとも当初は内閣官房が行うこととなると考えておりますが、ご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
35	普及・啓発、評価関係	Open Knowledge Foundation Japan	5. 「2-(5)普及・啓発、評価」(p.6) (a) 地方自治体の実態調査 現状を正しく把握するために、地方自治体の取組状況を調査する必要がある。たとえば総務省自治行政局地域情報政策室が行っている調査(「地方自治情報管理概要」参照)の調査項目にオープンデータに関する項目を入れるたり、実態調査に基づいて民間で地方自治体をランキングしたりすることで、地方自治体の関心を喚起できるという効果も期待できる。2013年度実施の調査から行うべきである。	ご意見ありがとうございます。 オープンデータの取組を進めるに当たり、地方自治体の取組状況を把握することは重要と考えております。これまでも情報収集に努めているところですが、ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
36	普及・啓発、評価関係	個人	○2(5)、普及啓発の前提となるデータへの接近性を向上させる方策として、以下のことも明記されたい。 ・ データ入手の無手続化。たとえ無償であっても、データ作成機関に対する利用許可の申請又は届出、利用目的の申告(アンケート程度であっても)等を求められると、利用希望者にとって時間的・経済的・心理的障壁となるのみならず、所管省庁が利用者の業務に干渉するのではないかと疑念を生じ、利用者の数や多様性の妨げとなりかねない。こうした懸念は、前もって払拭しておいたほうがよい。 ・ 付加価値のない提供手段の確保。データの提供にあたって、更新の確実性・即時性を重視して、受信のための専用回線や配信システム障害時のサポート体制が利用できる配信手段(指定代行機関等によるもの)を整え、その利用について手数料をとる方式については、確実性・即時性がデータの高度利用に資するものであることから、(配信機関の公益法人要件の要否等の問題はあっても)その存在を否定しない。しかし、こうした高度なデータ提供手段があることを以てオープンデータ化がなされているとは考えず、同じデータを、信頼性・即時性に劣るとしても無償かつ無手続で入手できる手段(提供機関の負担も少ないWebサイトからのダウンロード等)も用意するよう、各省庁に勧告されたい。	ご意見ありがとうございます。 データ入手手続に関するご意見については、二次利用を促進するルール整備についての今後の検討の参考とさせていただきます。データ提供手段については、同じデータを別システムで提供する場合の課題等の確認も必要と考えられますが、今後の検討の参考とさせていただきます。
37	普及・啓発、評価関係	個人	○2(5)、政府データのオープンデータ化の効果として、政府データを材料として提供されるサービスの品質をユーザーや第三者が容易に検証できるようになることがある。すなわち、政府データを利用するサービスを行う事業者を、品質確保・消費者保護を目的とした事業許可、必置資格等の国の規制にかからしめる必要性は低くなる。 また、これらの規制は、その対象となる業種・業態に対して政府がお墨付きを与えたかのような印象を消費者に与え、競争上有利にする効果もある。同じ政府データを利用するサービスのうち一部の業種・業態だけがこのような優位を得ることは、自由主義経済において望ましくない。 今後、オープンデータ化された政府データを利用する事業について、新たに許可制度等の規制を設けないことはもちろん、既存の事業規制についても、所管省庁が一定期間内に緩和・廃止(又は存続の必要性を証明)のそちをとることを、工程表に明確に位置付けられたい。	ご意見ありがとうございます。 現在、政府データを利用するサービスを行う事業について新たな規制を設けることは考えておりません。既存の事業規制については、その規制の趣旨・意義とオープンデータ化の関係について、基本的には、それぞれの所管府省を中心に検討すべきものと考えております。



電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ(案)(全般的取組を含む)に関するご意見とそれに対する考え方について

通番	項目	提出主体	ご意見	ご意見に対する考え方
38	普及・啓発、評価関係	個人	<p>■ データの検索の補助について 図書館の司書のような情報アクセスのためのデータ管理スペシャリストをオンライン上でいただけるとありがたい。またその時の利用者からの問い合わせ分野や応答内容は個人情報を含まない範囲で公開してください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 利用者向けの一元的相談窓口が必要と考えており、ご意見は、今後の取組の検討に当たり参考にさせていただきます</p>
39	ロードマップの考え方、フォローアップ関係	Open Knowledge Foundation Japan	<p>6. 「3- (1) ロードマップ(工程表)の考え方」(p.6) (a) キャッチアップ戦略だけでは不十分 オープンデータ戦略も「世界最先端IT国家創造」宣言の中の1つの柱として実施する以上、最先端のキャッチアップだけでは不十分である。「平成27年度末において、他の先進国と同水準のオープンデータの公開と利用を実現する」とあるが、現在最先端をいく米英が2年後にどのような形に進化しているのかが考慮されておらず、これでは2年後に米英との差が縮まっているのか、さらに開いているのかもわからない。また、ラテンアメリカ、アフリカなどの新興国・途上国が急速にオープンデータ戦略、オープンイノベーションを進めている現状から見て、このスピードでは2年後に新興国・途上国にも抜かれている可能性もある。 世界標準やベストプラクティスの採用を主とするキャッチアップ戦略、米英などの戦略分析と将来予測に基づくリープフロッギング戦略、世界トップで居続けるための継続的革新戦略の3つが必要である。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 今後、諸外国のオープンデータの取組に関する情報収集を継続的に行い、目標の達成を目指すこととしています。ご意見は、今後の取組の検討の参考とさせていただきます。</p>
40	ロードマップの考え方、フォローアップ関係	Open Knowledge Foundation Japan	<p>7. 「3- (2) ロードマップの進捗状況等のフォロー」(p.7) (a) 目標(KPI)の設定と進捗状況の一般公開 ロードマップの進捗状況等のフォローについて、ロードマップに記載された施策や取組状況や課題等もオープンデータにすれば、内閣府が適宜報告・説明を求めなくても、都度把握できる。「世界最先端IT国家創造」(案)ではKPIを設定しているため、ロードマップにおいても各作業項目について定量的に測定できる目標(KPI)を設定すると共に、担当する省庁を明らかにし、常に最新の進捗状況を公開するべきである。KPIをさらに進めてKGI(重要目標達成指標)まで落とし込み、それをオープンにすることで、民間は政府が具体的に何をしようとして、自分たちはどう協力することで自身の企業活動につなげることができるのか想像できるようになる。その上でアイデアボックスなどを活用することで一般から広く解決策やアイデアを求めるなど、早期解決を目指す取り組みが有効であると考えます。また、これら指標を評価するときに、CSF(主要成功要因)を一般からも検証できるようオープンデータ化する仕組みを作してほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 ロードマップ案において、継続的に取組内容の改善を行うための評価の方法を検討することとしているほか、利用者のニーズ(要望)・意見を把握し、それを取組に反映させる仕組みを構築することとしております。ご意見は、今後の取組の検討に当たり参考にさせていただきます。</p>
41	ロードマップの考え方、フォローアップ関係	小江戸Linux Users' Group	<p>ロードマップの内容が漠然としているのは、各省庁との調整が済んでいないからだと思われるが、「世界最先端IT国家創造」(案)ではKPIを設定したので、ロードマップにおいても目標とする値を示すとともに、担当する省庁を明らかにすると、具体的に真実味を帯びると思う。 KPIを各項目で設定するのは素晴らしいが、それをさらに進めてKGI(重要目標達成指標)まで落とし込んで、それをオープンにすることで、民間は政府が具体的に何をしようとして、自分たちはどう協力することで自身の企業活動につなげることができるのか想像できるので、関係各省庁でこれらの指標を明らかにしてもらいたい。また、これら指標を評価するときに、CSF(主要成功要因)を一般からも検証できるようオープンデータ化する仕組みを作してほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 ロードマップ案においては、継続的に取組内容の改善を行うための評価の方法を検討することとしており、ご意見は、今後の取組の検討に当たり参考にさせていただきます。</p>
42	ロードマップの考え方、フォローアップ関係	小江戸Linux Users' Group	<p>ロードマップの進捗状況等のフォローについて、ロードマップに記載された施策や取組状況や課題等もオープンデータにすれば、内閣府が適宜報告・説明を求めなくても、都度把握できる。そもそもオープンデータはそのためのものでもあるので、紺屋の白袴の感がある。ロードマップに記載された施策や取組状況や課題等もオープンデータにすべき。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 ロードマップ案においては、継続的に取組内容の改善を行うための評価の方法を検討することとしており、ご意見は、今後の取組の検討に当たり参考にさせていただきます。</p>
43	ロードマップの考え方、フォローアップ関係	小江戸Linux Users' Group	<p>オープンデータに限らないが、民間がやったことを政府が後追いでやって民間の活力が失われるということがあがる。そのため、中央政府や地方自治体が行うことは、オープンデータ推進のための仕組みや環境を作ると、民間の活動(や政府が民間の活動として期待していること)とはっきり線引きが分かるような形で、ロードマップを詳細化してほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 オープンデータを推進していくに当たり、効率的・効果的に取組を進めるために民間との連携は重要と考えており、ご意見は、今後の取組を進めるに当たり参考にさせていただきます。</p>
44	ロードマップの考え方、フォローアップ関係	個人	<p>○オープンデータ化の確立に必要な立法を行うことを明記するのは難しいと思われるが、政省令を含めて法令整備の必要性やその法形式・内容を検討することを工程表に示しておいてもよい。例えば、以下のような各省庁の責務が検討されよう。 ・ 公開データに係るメタデータ、仕様変更等に関する情報の迅速な周知の義務 ・ 付加価値のない提供手段の確保・整備の義務 ・ 同種・類似のデータが民間又は自治体から公開されていることを理由として政府データを公開/オープンデータしないことの禁止</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 ご意見は、二次利用を促進するルール整備についての今後の検討の参考とさせていただきます。なお、データ提供手段については、同じデータを別システムで提供する場合の課題等の確認も必要と考えられますが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ(案)(全般的取組を含む)に関するご意見とそれに対する考え方について

通番	項目	提出主体	ご意見	ご意見に対する考え方
45	その他	個人	<p>■ オープンされないデータの収集について</p> <p>オープンガバメントやオープンデータでの肝要な点は、ただ持っているデータを公開すればよいだけではない。ソフトウェア開発や高度なアルゴリズムにより自律的に動くAI構築のためには、機会学習のためのデータの収集が必要となる。そのためには、非公開を前提としたデータでもデータが継続的に集まってくるための仕組みをつくっていくことが重要になる。</p> <p>例えば、法人が保管義務がある書類は一般に公開されるべきデータではない。しかしながら、ここで集まったデータを集計したデータは統計上は非常に有意なデータになることは間違いない。法人概況などの集計後のデータでなく、レシートのような微細なデータの集積こそが次世代のシステムづくりには不可欠になる。</p> <p>租税関係の仕組みは全体的に酷い。国民の義務であるがたとえ義務教育を終えたものでいったいどれくらいの間人が納税にまつわる手続きを理解することができるだろうか。いくつも不合理な実態がある租税関係の仕組みをシステムに落としこんで合理化するのは電子行政を実現するためにもっともプライオリティの高い分野ではないか。</p> <p>法人には領収書や帳簿の保管を7年間義務付けられているが7年分の書類はかなりの体積になる。地代の高い都心部においては経済的損失はかなりのものだ。事業所ごとにそれがバラバラに保管されているのはいかにも前時代的である。電磁的記録は制度としてはあるが、レシートをスキャンスナップでスキャンしても原本を破棄することは現実的にはできない。であれば、いっそのこと、書類を持ち込むと電子自炊代行サービスのようなそれを電子化したうえで原本の保管してくれる有料サービスを国がはじめてはどうか。ここで集まったデータはそのままではオープンにされないが、それを地域ごとに集計したものや、業種ごとの開廃率と経費の関連データに変換したものは、より綿密な成長戦略作成の助けになるのではないかと考えられる。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>オープンデータの取組については、可能などころから速やかに取組に着手する観点から、現在各府省が公開しているデータをより利用しやすくする取組を進めるとともに、並行して費用対効果も考慮しつつ公開データの拡大等に取り組むことが適当と考えております。ご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
46	その他	個人	<p>○長期的な課題として、オープンデータ化以前の(現行の)各省庁のデータポリシーとその形成過程について、国が責任をもってとりまとめ、史料として編纂することを検討されたい。</p> <p>殊に、制度的・実務的(利用者負担等)な要因で機械可読形式・加工性のデータの提供先が特定の者に限られてきたものについては、各省庁と当該特定の者との調整の過程も、網羅的に調査・研究の対象とするのが望ましい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>オープンデータの取組については、可能などころから速やかに取組に着手する観点から、現在各府省が公開しているデータをより利用しやすくする取組を進めるとともに、並行して費用対効果も考慮しつつ公開データの拡大等に取り組むことが適当と考えております。ご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
47	その他	個人	<p>1.電子行政を推進するのであれば、「電子原則、紙補助」にすべき。</p> <p>オンライン3法では、「電子と紙の位置づけ」が、未だに「同等」とされている。電子政府を現場で推進する際に、この点が、最大のボトルネックである。</p> <p>事実、税務行政では、この10年間電子申告を推進してきて、今だ、紙が優先されている。従前の紙の手続きを無理やり、電子化したことがそもそもの効率性追求を阻害し、やみくもにベンダー各社に利権を生んでいる。電子資料は電子の論理で受け付け、紙と同様の情報を得られるように工夫すべきである。</p> <p>税務行政における具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙の申告の場合は、翌年も紙で通知が来るのに、電子で一度申告してしまうと、電子でしか通知が来ない為、納税者が申告を失念するケースがある。</li> <li>・今年度は3月15日金曜日の個人確定申告の申告期限、あるいは、5月31日金曜日の法人決算の確定申告期限において、露見した問題。すなわち、電子の場合は、末日の24:00前までに行政側の受信が求められる(送達基準)が、紙の場合は月曜日の朝の郵便ポスト投函で許される(郵便の発信基準)という現実があること、等が考えられる。</li> </ul> <p>これらの事象は、全て、長年の紙で行う行政手続きの発想をそのまま、電子に落とし込むという発想から、大きなコストの無駄を発生させていることになる。電子は電子の世界の表現方法で効率性を追求すべきで、世界の電子行政に追いつくためには、いち早く「紙の呪縛」から脱皮することが急務である。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>今回のロードマップ案及びガイドライン案は、機械判読に適したデータ形式のデータを営利目的も含めた二次利用が可能な利用ルールで公開する「オープンデータ」の取組に係るものであり、行政手続の電子化に関するものではございません。</p>

二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)(案)に関するご意見とそれに対する考え方について

通番	項目	提出主体	ご意見	ご意見に対する考え方
1	二次利用を促進する利用ルールの整備関係	個人	○2、著作権等の位置付け及び利用ルールの在り方については、政省令を含む法令整備の必要性と法形式・内容について検討することを明記するところまで踏み込んでよいのではないかと。 特に二次利用に伴う責任の所在については、法的予測可能性の確保の観点からも、法曹界や法学界の参加も得て検討する必要性を明記されたい。	ご意見ありがとうございます。 ご意見は、利用ルールの整備に係る今後の検討の参考とさせていただきます。
2	公開に当たっての方法関係	個人	日頃から多くの分野の行政情報・データを収集・分析して、行政改善提案などに努めております。 しかしながら 確度の高い情報・データを期待しつつ利用して来てはいますが、時には誤情報・誤データが告知・公表されている場合あり分析結果に多に支障をもたらす場合があります。 特に数値・統計データについては分析・活用前には必ずその正確性(誤記載・誤表示なき事)を自己検証する事としていますが 後日訂正・修正があった場合には必ずしも気が付かないことが多々あります。 最善の対策として 公表時にはその必ず公表日付・更新日を記載することとして更新時には必ず正誤表を付すことを厳守すべく オープン・データに関わるガイドラインの厳守事項に必ず記載する事を望みます。 過去の実例としては、複数の行政府の大量データに明らかな誤りが見つかり、主管部門に誤りを指摘して訂正を求めたことがありましたが、HomePage上で公表データに関しては ほとんどの場合訂正・更新日付がなく正誤表も付されていない場合が多数あります。 結果としては多くの利用者が異なる情報・データを知らずに取り扱うこととなり場合によっては大いなるChaos状態に陥る事になります。 情報提供者には 常に情報管理上の重要性について基本的要件を十分に習得する事が求められています。 正確なInformation・Dataのみが 正しい事業経営・改善を導くのです。	ご意見ありがとうございます。 今回のガイドライン案は、機械判読に適したデータ形式のデータを営利目的も含めた二次利用が可能な利用ルールで公開する「オープンデータ」の取組に係るものであり、情報公開全般に関するものではありません。オープンデータのデータカタログ(ポータルサイト)の整備においては、データカタログの運用に当たってのデータ特性に応じたデータの更新・継続性に関するルールの整備が必要と考えており、その検討に当たり参考とさせていただきます。
3	公開に当たっての方法関係	個人	■ バージョン管理 gitのようなバージョン管理システムを導入してくれるとデータコンベアがしやすい。望み過ぎかもしれないが古いデータをみたくに新しいデータの所在がわかる構造になっているとありがたい。	ご意見ありがとうございます。 オープンデータのデータカタログ(ポータルサイト)の整備においては、データカタログの運用に当たってのデータ特性に応じたデータの更新・継続性に関するルールの整備が必要と考えており、その検討に当たり参考とさせていただきます。
4	公開に当たっての方法関係	NPO法人 東アジア国際 ビジネス支援 センター	5. データの鮮度保持のためデータ公開のタイミングに一定のルールを設けて頂きたい 公共データに限らず、あらゆるデータは鮮度が極めて重要であることは、改めて申し上げるまでもありません。米国のData.govでは、基となるデータの更新から45日以内にオープンフォーマットでData.gov上に公開することを義務付けておりますが、こうしたルールはわが国のオープンデータでも必要であると考えます。 そこで、ガイドライン案に「二次利用を促進するデータ公開ルールの在り方」を追加し、以下の項目の記載をご検討頂きたく存じます。 各府省、独立行政法人、地方公共団体がオープンデータとして公開するデータの更新は、以下の原則において行うこととする。 ・リアルタイム型のデータは、基となるトランザクションデータからリアルタイムに更新を可能とする ・バッチ型のデータは、基となるデータが更新された後、45日以内にオープンデータとしてこれを反映することとする その際、過去のデータについても最低5年間は公開することとする 更新されたデータは、逐次データカタログに更新日を明記の上登録する	ご意見ありがとうございます。 データの公開ルールにつきましては、データの種類だけでなく、データ提供側のシステム面等も考慮する必要があると考えられますが、ご意見は、検討の参考とさせていただきます。なお、オープンデータのデータカタログ(ポータルサイト)の整備においては、データカタログの運用に当たってのデータ特性に応じたデータの更新・継続性に関するルールの整備が必要と考えております。
5	公開に当たっての方法関係	個人	■ データの公開形式について データ作成、公開の形式について、ガイドラインが示されているのはとても評価できる。 横断集計、解析をするために証券市場のXBRLのようにデータそのものについての規格定義する分野があってもよいかもしれない。 データの色分けなどのデザインガイドラインはもう少し充実させてほしい。海外金融系では、入力された数字は青字、計算されて出た数字は黒字で記すなどのローカルルールがある。統計情報については調査して出た値なのか、計算、もしくは推計でつくられた値なのかも一目でわかるようになるので重要。 データと説明資料が混在したいいわゆるスライドデュメント(スライド&ドキュメント)化ならぬ、ドキュメントとデータが混在した状態にある。 データはデータで分離してほしい。データデザインとUXデザインは別に考えてほしい。	ご意見ありがとうございます。 現在のガイドライン案は、分野横断的な基準として作成しており、個別の分野におけるデータの規格や表示については、その基準の定め方も含め、検討が必要と考えております。ご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。

通番	項目	提出主体	ご意見	ご意見に対する考え方
6	公開に当たっての方法関係	個人	<p>■ 既存のデータ公開形式における現在の問題点について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ仕様の不均一</li> </ul> <p>公的入札情報は発行する形式は自治体ごとに異なるので、電子化されてもこのままでは集計や比較することができない。坪表示なのか平米なのか国際単位系などはもちろんつかわれていないし様式もばらばら。これでは横断検索もしようがないし、集計や分析もできない。webAPIを提供しようとした民間企業もあったが、そもそも決め事がありさえすれば、こんな無駄なことはしなくてすむ。</p> <p>図書館システムなども自治体ごとに予約システムや図書情報の表示情報形式が異なっている。システムの多重投資であるばかりでなく、データの一意性を損なっており利便性の面でも問題である。カーリルのようなサービスは本来国が行うべきであったし、データの整備がすすんでいけば岡崎図書館事件のような不幸な事件はおきていなかっただろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ粒度、桁数の不均一、集計前データの公開</li> </ul> <p>集計後のデータが公開されることがあるが、このデータの粒度(例えば日単位で集計されたものなのか月の単位で集計されたものなのか)が公開データごとに不均一であるため比較が正確におこなえない。</p> <p>例えば、「(税務統計から見た民間給与の実態) &gt; 第9表 業種別及び給与階級別の給与所得者数・給与額」から、調査年代ごとに給与額が年代別にどのように推移したかについて調べようとしても、連続性が無視された集計後のデータしか公開されておらずしかも集計単位などが調査年度ごとに異なっているので経年比較が困難となる。</p> <p>また計算の過程における有効桁数も統一性があるのか不透明である。データ作成のガイドラインには単位系のみではなく有効桁数についても記述を願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・命名方法</li> </ul> <p>現在はデータ公開におけるファイル名などの命名方法に統一性がみられない。また公開されているファイル名からその内容を知ることができない状態の命名法にてデータの配布されている。例えば、日本の将来推計人口(平成24年1月推計) (<a href="http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/sh2401top.html">www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/sh2401top.html</a>)では、download.xlsというファイル名でデータが配られている。・・・勘弁してほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>オープンデータの取組については、まず国のデータについて優先して取り組み、独法、地方公共団体等に普及させていくこととしており、それらのデータについてもデータカタログへの登録や連携を可能とする方向で検討が必要と考えております。データの粒度や桁数、命名方法等のデータの品質や構造の改善についても、引き続き検討が必要と考えております。ご意見は、今後の取組の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
7	公開に当たっての方法関係	個人	<p>■ 参照管理</p> <p>集計後データ、発生データについては、論文の参考文献ように参照元データの管理がおこなわれているとありがたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>参照元データの管理について、ご意見は、今後の取組の検討の参考とさせていただきます。</p>

通番	項目	提出主体	ご意見	ご意見に対する考え方
8	公開に当たっての方法関係	個人	<p>■ URL管理 圧縮URLなどでURLを短くすることで、紙などに印字されたURLの入力を簡単にしてアクセサビリティをあげていただきたい。また、年度の更新でデータの公開がなくなることがあるが、そのような事態は避けるべきだし、いちど公開されたURLには一定期間(例えば7年)は転送をおこなうような決め事をもうけてはどうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 今回のガイドライン案については、機械判読に適したデータをインターネットを通じて公開する際の考え方を整理したもので、紙による公開については対象としておりません。なお、オープンデータのデータカタログについて、データカタログの運用に当たってのデータ特性に応じたデータの更新・継続性に関するルールの整備が必要と考えています。ご意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
9	公開に当たっての方法関係	個人	<p>○気象観測、測量、農産物・工業製品の品質調査等、民間や自治体でも国の機関と同種のデータを収集・作成している例があり、今後、これら民間のデータもオープンデータ化される可能性がある。 このとき、官民のデータの品質及び作成・編集技術の同一性又は相異について、両者を比較・混合して使おうとする利用者が容易に知ることができるよう、民間・自治体のデータ収集・作成活動について国が把握している情報(気象業務法に基づく届出観測所リスト、測量法に基づく測量業の登録情報等)のオープンデータ化が必要となりうることも課題として付記されたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 オープンデータの取組については、まず国のデータについて優先して取り組み、独法、地方公共団体等に普及させていくこととしており、それらのデータについてもデータカタログへの登録や連携を可能とする方向で検討が必要と考えております。ご意見は、今後の取組の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
10	公開に当たっての方法、データ形式関係	個人	<p>データ公開は、クリエイティブ・コモンズライセンスに準じたもので行う。 行政文書データ保存は、オープンドキュメントフォーマット(ODF)によって行い、初期導入コストの削減を行う。 データ格納は、数値を文字情報として扱わない。 データ格納のテーブル数を統一し、データ形式も統一させる。 数値区切り、数値単位は、システムに任せる。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 データ公開における利用ルールの表示につきましては、できるだけ分かりやすく統一したものとするべきと考えており、ライセンスに関するご意見は、取組の検討に当たり参考にさせていただきます。 データ保存、データ格納等に関するご意見につきましては、機械判読に適したデータ形式での公開の拡大に係る今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
11	データ形式関係	一般社団法人 XBRL Japan	<p>(前略) 電子行政オープンフォーマット構想とXBRLの間で基本的理念に関して一致が見られるとともに、具体的なデータフォーマットに関して、データモデリングの観点からXBRLの経験を活かしていただける部分が多いことをご理解いただけるのではないかと思います。特に企業財務報告の分野ではXBRLはもはや当たり前のようになっている重要なデータフォーマットであり、また、当該財務報告に関連して全てのデータ形式が一元的にXBRLで統一されることで、行政サービスとして計り知れない社会的利益を実現するものと考えます。XBRLは、非常に応用の可能性が大きい技術でもあります。今回の構想・ロードマップの検討にあたり、二次利用を前提とした標準データフォーマットとしてのXBRL採用をご検討いただけないかとご提案申し上げる次第です。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 現在のガイドライン案は、分野横断的な基準として作成しており、個別の分野におけるデータの規格や表示については、その基準の定め方も含め、検討が必要と考えております。XBRLは応用の可能性が大きく、行政機関での利用例もある技術と認識しておりますが、オープンデータの取組全体における標準データフォーマットとして採用するかどうかにつきましては、今後の検討が必要と考えております。ご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
12	データ形式関係	個人	<p>3. オープンデータの2次利用のためには、コンピュータ言語の標準化が必要であり、そのコンピュータ言語としては、全体的にXML(XBRL)が望ましい。 オープンデータの標準化については、XMLを採用し、統一していただきたい。 XMLは各業界においても汎用的に、応用性のある利用に適している。また、現実には納税者が送信している電子申告データにおいては、法人税の場合、税務申告書及び科目内訳書等はXMLでなければ受け付けられない仕組みになっている。 さらに、電子申告においては、財務諸表部分は、企業財務情報の標準様式として適している。XBRLを使っている。 XBRLは、現在財務報告分野において、全世界120カ国で適用され、IFRS(国際会計基準)においても、XBRLで財務諸表を作成することを想定している。日本では、EDINETやTDNet、日銀そして国税庁の電子申告e-Taxで採用されている。したがって、オープンデータとしては、XBRLを採用すべきである。 また、国税が税務監査を効率的に行うためには、XBRL-GLを採用されたい。 これらの有効性については、XBRLJapanのメンバーである技術研究者のパブリックコメントを参考にされたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 現在のガイドライン案は、分野横断的な基準として作成しており、個別の分野におけるデータの規格や表示については、その基準の定め方も含め、検討が必要と考えております。XBRLは応用の可能性が大きく、行政機関での利用例もある技術と認識しておりますが、オープンデータの取組全体における標準データフォーマットとして採用するかどうかにつきましては、今後の検討が必要と考えております。ご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
13	データ形式関係	Open Knowledge Foundataion	<p>II「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)(案)」に対するコメント 1.「3-(1)目指すべきデータの構造やデータ形式」(p.5) (a)「I『電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ(案)』に対するコメント」における「2.『2-(2)機械判読に適したデータ形式での公開の拡大』(p.3)」の「(b)『原始データ』の優先的公開」と同等の内容を指摘する。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 公開データの拡大については、重点分野について優先的に取り組むとともに、新規にインターネットを通じて公開するためのコストが小さいもの、利用者のニーズ・要望が強いものから順次公開を拡大していくこととしています。ご意見は、今後の取組を進めるに当たっての参考とさせていただきます。</p>
14	データ形式関係	Open Knowledge Foundataion	<p>1.「3-(1)目指すべきデータの構造やデータ形式」(p.5) (b)CSV形式の標準化 CSV形式には方言が多いため、CSV形式の標準化を望む。 【参考】 <a href="http://codezine.jp/article/detail/2364">http://codezine.jp/article/detail/2364</a></p>	<p>ご意見ありがとうございます。 CSV形式の表データにつきましては、「数値(表)、文章、地理空間情報のデータ作成に当たっての留意事項(ガイドライン別添)(案)」において作成要領を提示しており、これに従って作成されたデータについては、統一されるものと考えております。</p>

通番	項目	提出主体	ご意見	ご意見に対する考え方
15	公開データの拡大関係	個人	○4(2)公開データの拡大について、重点分野を設けることには反対。データ保有機関が、重点分野以外のデータの公開を遅らせたり、重点分野の指定から逃れようとする口実にされかねない。	ご意見ありがとうございます。 可能などころから速やかに取組に着手する観点から、実務者会議の議論を踏まえ、重点分野を設けることとしたところ。また、重点分野以外の分野についても、新規にインターネットを通じて公開するためのコストが小さいもの、利用者のニーズ・要望が強いものから順次公開を拡大していくこととしております。
16	公開データの拡大関係	Open Knowledge Foundataion	2. 「4 インターネットを通じて公開するデータの拡大についての考え方」(p.6) (a) 「I『電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ(案)』に対するコメント」における「4. 『2-(4) 公開データの拡大』(p.5)」の(a)から(e)と同様の内容を指摘する。	ご意見ありがとうございます。 ロードマップ案の該当部分の回答を参照願います。
17	公開データの拡大関係	Open Knowledge Foundataion	2. 「4 インターネットを通じて公開するデータの拡大についての考え方」(p.6) (b) オープンバイデフォルトの徹底 分野を絞ったり、ニーズの高いものから公開したりする手法はそれなりの効果が見込めるが、データには意外なものとの組合せで新たな価値を生み出す性質があるため、オープンバイデフォルトの考え方で、とにかく出せるものは出してみる、課題は公開しながら(提供側と利用者側がともに)考える、といった進め方も併せて必要ではないか。	ご意見ありがとうございます。 多様なデータの組合せによる価値創造の可能性や意義は認識しているところですが、実際の取組としては、可能などころから速やかに取組に着手し、成果を着実に蓄積していく観点から、取組の進め方について一定の考えを示すことが必要と考えております。
18	データ作成に当たっての留意事項(表形式データ)関係	個人	表形式データのフォーマットについては、海外においても、Simple Data FormatやLinked CSVといった試みがあり、これらは「数値(表)、文章、地理空間情報のデータ作成に当たっての留意事項(ガイドライン別添)」の試みと似ています。 今後の検討においては、上記海外での試みも参考にされてはと存じます。	ご意見ありがとうございます。 ご意見にあった海外の試みについては、データ構造を示す方法の一つの選択肢として記載させていただきます。
19	データ作成に当たっての留意事項(表形式データ)関係	Open Knowledge Foundataion	Ⅲ「数値(表)、文章、地理空間情報のデータ作成に当たっての留意事項(ガイドライン別添)(案)」に対するコメント 1. 「1. 数値(表形式)データの作成にあたっての留意事項」(pp.1-12) (a) 「I『電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ(案)』に対するコメント」における「2. 『2-(2) 機械判読に適したデータ形式での公開の拡大』(p.3)」の「(b) 『原始データ』の優先的公開」の指摘とも重なるが、ここに細かく書かれたExcel表の作り方ガイドのような内容は、確かにそうした方がベターな内容ではあるが、それを使うのは主にカジュアルなユーザーである。ヘビーな使い方をするユーザーにとってはCSV形式の原始データの方がコンピュータ処理の起点になるという点においてははるかに重要である。提供側にExcelの作り方を改善することを強いるあまり、データが出にくくなることの方を懸念する。	ご意見ありがとうございます。 今回案を作成した表形式データの留意事項につきましては、Excelで作成した表をcsv形式に変換することを想定しており、当初からcsv形式で作成されるデータについてはcsv形式で公開することでよいと考えております。ご意見は、今後の取組を進めるに当たり参考とさせていただきます。
20	データ作成に当たっての留意事項(表形式データ)関係	個人	新たに提案される表形式データを作成するには、かなりの作業を必要とすると思います。この様な段階が必要であることは理解できますが、ここまでの作業工数をかけるならば、もう少しRDF化への道に繋がるように進めるようにできないかと思えます。 組織、部署を横断するような名前付け規則(語彙集、オントロジー等の提供)等はすぐには難しいと思えますが、組織内、部署内で提供する項目名などの統一化、URI化は比較的できやすいと考えます。できるだけURI化し易くなるような提示の仕方を工夫して頂けたらと思えます。 たとえば、表形式データのキャプション又はタイトルについて、URI(またはIRI)化できるための名前付けの規則に則るようになるとか、項目名の名前付け規則を明確にして、プロパティURI化できるようにするとか。また、どの項目が主キーになるかの指定方法の提示があると、各行のURI化に役立つと思えます。 上記の様にすることによって、表形式データの公開が進むならば、そこから第三者の努力でRDF化等の機械的な変換が可能になり、組織、部署横断的な語彙の取り扱いへの変換を含めた、新たなデータ公開サービスに繋げることがかなりし易くなるように思えます。この辺りでの変換サービスなどを新たなサービスとして、第三者が容易に立ち上げられることによって、オープンデータのより有益な活用が可能になると考えます。	ご意見ありがとうございます。 RDF化は機械判読に適したデータ形式としてより進んだ形であり、方向性として目指すべきものと認識しております。ご意見は、今後の取組の検討に当たり参考とさせていただきます。

通番	項目	提出主体	ご意見	ご意見に対する考え方
21	データ作成に当たっての留意事項(表形式データ)関係	個人	<p>ガイドラインの書き方として、二次利用という言葉よりも機械判別可能形式という言葉が強く出過ぎているように思われます。機械判別可能形式がどのような形式であるかということが判断できるほどのICTリテラシが省庁担当者に十分あればよいのですが現状はそのレベルにはなく(そもそもそのレベルであれば現在の様な状況は生まれていません)、このガイドラインを正確に読み取ることが出来る担当者がどの程度いるのか不安があります。</p> <p>そこで提案ですが、本ガイドラインは、以下のことを強く打ち出した書き方に出来ないでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 重要なことは二次利用であることを強く書く。そのことを強く印象づけるため、ケーススタディの前に「二次利用例」を入れる。</li> <li>2. 「機械判別形式にすることを強制」するガイドラインから、「データ形式と表現形式は別物であり、本来は基礎データがあってそれを自己再利用することで見やすい形式に変換するものである」という印象を強く与えるケーススタディにする。現在は1つのExcel表をひたすら機械判別に向けた形式に変換する結果、単に「見栄えを悪くする」方向に変換するように読めてしまうため印象が悪い。これを、別のシートを作ってそこに機械判別に適した表(生データシート)を作った上で、そのデータからの参照やExcelの機能等を用いて元と同じ「見栄えのする」表(印刷用シート)を作り出すようなケーススタディにする。これにより、担当者自らがデータの二次利用を行うことになり、そのベネフィットを感じられるようになるはずである。</li> </ol>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>データ作成に当たっての留意事項案につきましては、ガイドライン本文の「機械判読に適したデータ形式での公開の拡大」に関する部分の別添として作成したものであり、内容もそのような観点を中心になっております。オープンデータの取組全体として、二次利用が重要であることは認識しており、誤解が生じないよう取組を推進していきたいと考えております。ご意見は、今後のガイドラインの改定等に向けた検討課題とさせていただきます。</p>
22	データ作成に当たっての留意事項(表形式データ)関係	個人	<p>■ データセルのカンマ区切り改行について</p> <p>数字データの桁区切りのためのカンマは人間がデータの一覧性をあげるためには必要なものである。数字が入っているデータ部に含まれるカンマやスペースは規則性にもとづいていれられているものであれば機械判読においてはたいした障害にはなりえない。規則性のないものについては忌避事項にするのはよいが人間の視認性を下げるべきではない。エクセルなどの表示フォーマットでセルの表示フォーマットを変更する手立てができるのであれば、データ部にカンマを含めなくてもよい。データ構成のガイドラインとデータ表示形式のガイドラインは分けて考えるべきではないか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>オープンデータの取組としては、機械判読に適したデータ形式の公開の拡大を進めることとしており、データ作成の留意事項案はそのような観点から作成したものです。機械判読に適したデータ形式の公開により、人にとって理解しやすい(利用者の視認性の高い)データの公開をやめる必要はないと考えており、その点は、ガイドライン案の本文に記述しております。</p>
23	データ作成に当たっての留意事項(表形式データ)関係	個人	<p>■ RFC4180と文字コードについて</p> <p>CSVファイルの文字コードの問題が日本のようなマルチバイト地域では問題になる。日本ではCSVがSJISで配布されることがあり、オープンソースのライブラリなどで処理しようとした場合、UTF8が基本になるのでエンコードで問題になることが多い。RFC4180で定義されるCSVには文字コードが含まれないので、ガイドラインが必要である。プログラム都合ではUTF8にしたいが、データによってはデータ中にSJISやまたは逆にunicodeの機種依存文字を含むことがあるので、できれば情報としてほしい。ただしBOMのようなヘッダ構造への混入は避けるべき。仕様として明示してくれるだけでいい。</p> <p>またRFC4180では改行コードはCRLFと規定されているが、データ内の改行コードについては規定がなく、データを文字列からスプリットしていくと、ここが問題になりデータが抜け落ちていたりすることがあるので、この改行コードについても同様に決め事をしていただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>多様なデータを組み合わせて利用する観点からは、文字コードの情報も重要であると認識しております。ご意見は、今後の取組の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

通番	項目	提出主体	ご意見	ご意見に対する考え方
24	データ作成に当たっての留意事項(表形式データ)関係	個人(大学教授)	<p>p.11まではおおむね賛成です。 ただし、データ作法的には、例えば11ページの表で、「合計」のように表内の他の値から簡単に計算できる値は不要。「平成23年から平成24年の増減割合」も計算できる値なので不要。これは、むしろ縦横を逆にして、時系列データとして</p> <pre>年,ああいいう,ええ,おお,かか,きき,くく,けけ,ここ 2011,1000,2000,3000,4000,5000,6000,7000,8000,9000,10000 2012,1100,2200,3300,4400,3300,2200,1100,5500,9900,10000</pre> <p>のように毎年の値を下に追加していくほうが自然。</p> <p>p.12 図20で、通常のCSVの規約(RFC 4180)から離れます。これは大問題です。RFC 4180では、フィールド名をコンマ区切りで並べたヘッダは、1行だけあるか、まったくないかのどちらかとなっています。ヘッダがあるかどうかは、MIMEタイプ(text/csv)のオプションとして指定できるようです。 例 text/csv; charset=utf-8; header=present text/csv; charset=utf-8; header=absent オープンソースのデータ解析ツール「R」の関数「read.csv()」では、オプション header=TRUE または header=FALSE でヘッダの有無が指定できます。 read.csv("ファイル名", header=FALSE) Rでは、さらに、オプションで、先頭のm行をスキップ、n行目以降をスキップ、コメント文字(通常は「#」)以降をスキップできます。これから外れると、既成の「read.csv()」のような関数が使えず、独自にパースしなければならないので、たいへん面倒です。ここでのご提案は、ヘッダ行を増やして、単位や記数単位をヘッダに書き込むということだと思いますが、面倒になるだけなので、やめていただきたいと思います。</p> <p>p.13以降では、さらにヘッダ行が増えます。これはもうCSVとは言えないので、これを標準化するのであれば、それはもうちょっと時間をかけていただきたいと思います。 例えば @Baseval という名前が英語的に適切であるか疑問です。現状では日本でしか使われないローカルルールになってしまいます。</p> <p>現段階では、CSVはRFC 4180準拠にとどめ、メタデータやコメントを入れる際には頭に「#」を付けていただければ、コメントとして読み飛ばすことができます。</p> <pre># 表形式データの架空データサンプル 年,ああいいう,ええ,おお,かか,きき,くく,けけ,ここ # 「年」以外の単位は1000円 2011,1000,2000,3000,4000,5000,6000,7000,8000,9000,10000 2012,1100,2200,3300,4400,3300,2200,1100,5500,9900,10000 # フッターもコメントで付けられる</pre> <p>これならRで read.csv("ファイル名", header=TRUE, comment.char="#")で読むことができます。</p> <p>蛇足ですが、機械可読データの良いところは、同じURL(またはそれに日時などのパラメータを付けたもの)で最新の(あるいは指定した日時の)データが得られることです。最初は人間が精査して解析法を考えなければなりません。次からは自動処理できます(例えばcronで毎日定時に自動処理)。単位や記数単位を付ければ、最初からまったく人間が介在せずに、機械で自動処理できるというのは幻想です。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 今回のデータ作成に当たっての留意事項案においては、P12の【留意事項9】、P13～P15の【留意事項2】を規定することにより、複数のデータセットの機械判読に資するとの考えにより、このような方法を提示しておりました。このようなデータ構造は、RFC4180の規約から大きく離れ、既存の著名な分析ツールで読み込めないのご指摘と理解しました。よって、P12の【留意事項9】とケーススタディに関連する記載部分を削除いたします。また、データ構造を示す方法は、今回の案のような方法に限られないことから、P13～P15の【留意事項2】とケーススタディに関連する記載部分を削除し、P17に&lt;参考:タイトルやデータ型の仕様記述方法&gt;として複数の選択肢のうちの一つとして示すことにします。</p>



通番	項目	提出主体	ご意見	ご意見に対する考え方
25	データ作成に当たったの留意事項(表形式データ)関係	Open Knowledge Foundataion	<p>Ⅲ「数値(表)、文章、地理空間情報のデータ作成に当たったの留意事項(ガイドライン別添)(案)」に対するコメント</p> <p>2. 「(3)表形式データにおけるデータ形式の留意事項」(pp.13-15)</p> <p>(a)@で始まるヘッダ情報が定義されているが、これは現時点でどの程度認知された規格なのか。データ提供側がこのヘッダ情報をつけるにはそのようなことができるアプリケーションが必要になり、利用者側もこのヘッダを解釈できるアプリケーションが必要である。こういった規格を新たに制定するのはデメリットが多すぎる。</p> <p>このようなヘッダ情報は既に使われている、あるいは使われつつある形式があればできるだけそれを使うことを検討し、難しい場合は単にデータの説明書など、人間可読なものを用意し、それへのポインター(URI等)さえあれば良いのではないか。データを大量に使うのはビジネス用途で使うヘビーユーザーであり、データを大量に扱うためにはクレンジングや名寄せの操作は不可欠であり、どうしても例外処理や手作業は残る。全てを機械可読にすることにこだわる必要は無い。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>今回のデータ作成に当たったの留意事項案においては、@で始まるヘッダ情報を付与することで複数のデータセットの機械判読に資するとの考えにより、このような方法を提示したのですが、データ構造を示す方法はこのような方法に限られないことから、P13～P15の【留意事項2】とケーススタディで関連する記載部分を削除し、P17に&lt;参考:タイトルやデータ型の仕様記述方法&gt;として複数の選択肢のうちの一つとして示すことにします。</p>
26	データ作成に当たったの留意事項(表形式データ)関係	個人	<p>24頁:手順2:地域コード等の設定について</p> <p>地域コードを設定することを推奨しているが、具体的にどのコードを利用すべきか定義すべきと考える。</p> <p>少なくとも、市町村レベルではJIS規格の「地方公共団体コード」が存在しているのであるから、本コードの使用は必須とすべきと考える。</p> <p>他方で、町丁目レベルについては、電子行政オープンデータ実務者会議 第2回データ・ワーキンググループ <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/wg/dai2/gjisidai.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/wg/dai2/gjisidai.html</a>にて言及があるとおり、当該のコードについては統一がなされておらず統計種別(=組織)によってその体系やデータ上の表記も不統一である。</p> <p>例えば、具体統計データ内部での町丁目レベルコードの体系/表記は</p> <p>国勢調査では「JISコード5桁+独自5桁」</p> <p>経済センサスでは「JISコード頭2桁省略+独自12桁」となっており</p> <p>これでは、通常統計データ等の活用で想定される複数のデータを連結して横断的に分析する際にそのキーとなるレコードの識別子/IDが不一致となりデータ活用に多大な支障をきたす。</p> <p>少なくとも、推奨する町丁目レベルコードを定めることもしくは、多様な既存コードの読み替えを行う基盤の整備がデータの具体活用には不可欠であると考えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>今後、複数の機関が利用するコードの互換性を実現する方策について検討し、具体化に努めることとしたいと考えています。</p>
27	データ作成に当たったの留意事項(地理空間情報)関係	Open Knowledge Foundataion	<p>3. 「3. 地理空間情報の作成に当たったの留意事項」(pp.31-35)</p> <p>(a) GML形式はよくできた形式であるが、一般的に普及しているのはKML形式、SHP形式、GPX形式などである。</p> <p>地理空間情報に関しては、例えば単純な「避難所一覧」のようなものであればCSVが最も汎用的で使いやすい。他の形式への変換も容易である。やや複雑な線や面を表現する場合には地理空間情報独自の表現形式が必要となるが、その際に重要なのはどれかひとつに絞ることではなく、形式間で相互に変換しやすいことである。そのためにはどうしたら良いか、検討を進めるべきではないか。地理空間情報は専門性が高いため、現状ベースでの公開を進める一方で、引き続き何らかの検討や議論が必要なのではないだろうか。</p> <p>また、住所などの位置情報を持つデータには全て緯度経度をつける考え方には賛成である。しかし、緯度経度の取得方法が明確ではない。例えば特定の地理空間情報提供事業者のサービスで住所から緯度経度を求めた場合、それはオープンデータであるのか、その事業者は何らかの権利を主張されるおそれはないのか、そのサービスが返す緯度経度値が妥当な内容なのかどうか、といった課題が残る。何らかの公的な緯度経度の決定方法、もしくはそういったサービス(いわゆるジオコーディング)が誰でも権利関係を気にせず使えるようにするべきである。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>地理空間情報のデータ形式については、単純な内容のものであれば、CSV等の汎用性の高いデータ形式で公開することで足り、各種データ形式への変換は民間で行ってもらえばよいと考えています。</p> <p>GML形式については、国土地理院など省庁で利用され、関連ツールも存在することから明示したものです。また、付与する座標データについて、ジオコーディングの由来を明示することは重要と認識しており、その明示方法については引き続き検討を行いたいと考えています。</p>

通番	項目	提出主体	ご意見	ご意見に対する考え方
28	データ作成に当たっての留意事項(地理空間情報)関係	個人	<p>標準的な地域コード/ID(町丁目～街区レベル迄)を利用することで32頁記載のような方法で緯度経度座標を付与するよりも極めて簡便にデータ作成者は「場所を指定する」ことができる。</p> <p>その場合、緯度経度座標への変換は当該の地域コード/IDからの事後的な読み替えで可能であるし、さらに任意の「点」としての指定ではなく、統計データの可視化では不可欠な、行政境界等による塗り分けのような「境界/範囲」としての位置解決が可能となるというメリットがある。</p> <p>そして、34頁で言及されているHTML5に含まれるSVGは、Webブラウザを用いたデータの可視化においてこのような「境界/範囲」のためのデータ形式として極めて有効である。</p> <p>参考)  <a href="http://lod.sfc.keio.ac.jp/blog/?p=1260">http://lod.sfc.keio.ac.jp/blog/?p=1260</a>  <a href="http://lod.sfc.keio.ac.jp/challenge2012/show_status.php?id=a043">http://lod.sfc.keio.ac.jp/challenge2012/show_status.php?id=a043</a>  <a href="http://lod.sfc.keio.ac.jp/challenge2012/show_status.php?id=d051">http://lod.sfc.keio.ac.jp/challenge2012/show_status.php?id=d051</a>  <a href="http://opendata.openlabs.go.jp/ja/idea/00036/">http://opendata.openlabs.go.jp/ja/idea/00036/</a></p>	<p>ご意見ありがとうございます。 ご意見は、今後の取組に当たり参考とさせていただきます。</p>
29	データ作成に当たっての留意事項(地理空間情報)関係	個人(大学研究員)	<p>このサービスを開発し、運用している経験から、「数値(表)、文章、地理空間情報のデータ作成に当たっての留意事項(ガイドライン別添)(案)」の p.32 に記載されている(ガイドライン案)</p> <p>【留意事項1】地理空間情報のうち、位置情報に関するデータを付与する場合は、緯度経度座標を付与する。付与する際、準拠している測地系(世界測地系)を明記する。 は次のように改善すべきであると考えます。</p> <p>(改善案)  【留意事項1】地理空間情報のうち、位置情報に関するデータを付与する場合は、緯度経度座標を付与する。付与する際、準拠している測地系(世界測地系)を明記する。 また、経度緯度座標をジオコーディングによって取得した場合、ジオコーディングを使用したことを明記する。</p> <p>理由は次の通りです。  ジオコーディングは、最善の場合でも、住所が表す領域内のどこか一点の座標を返します。一方、自治体業務等で作成される位置情報に関するデータには、測量を行った図面由来の高精度な経緯度が含まれているものも多く存在します。  ガイドライン案では、経緯度が測量によって得られた正確な値なのか、ジオコーディングによって得られたおおよその値なのか判断できません。  測量によるものであれば、たとえば1/500の道路工事用図面に重ね合わせても道路のどちら側を工事するのが分かれますが、ジオコーディングによる場合はこのような重ね合わせには意味がないため、そもそも用途が異なります。  この問題を回避するには、表5の注釈部分に一言追加し、「※:世界測地系を使用、ジオコーディングを使用」のように記載することを推奨することが重要であると考えます。  ジオコーディングを使用しなくても精度の低いデータもありますのでこれだけでは完全ではありませんが、このたびのガイドラインによってジオコーディングを利用したデータが高い割合となることが予想されます。  データ作成者の負担と、データの再利用性のトレードオフを考えると、「ジオコーディングを使用した」という一言を追記するのが最適であると思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 ジオコーディングの方式については、各府省の状況について整理した上で、その明示方法について検討を行うこととしたいと考えております。</p>
30	データ作成に当たっての留意事項(地理空間情報)関係	ヤフー株式会社	<p>●「民間サービス」の事例について(P32,33)  座標の付与方法としてあげられております「民間サービス」について、複数の企業がサービスを展開しておりますので、事例としては特定企業のサービスのみではなく、複数の企業を事例としてあげていただきたい。  弊社における同様のサービスの例:Yahoo!ジオコーダAPI  <a href="http://developer.yahoo.co.jp/webapi/map/openlocalplatform/v1/geocoder.html">http://developer.yahoo.co.jp/webapi/map/openlocalplatform/v1/geocoder.html</a></p>	<p>ご意見ありがとうございます。 複数の事例を明示することとし、ご指摘の事例も追記することとしたいと思います。</p>
31	データ作成に当たっての留意事項(地理空間情報)関係	ヤフー株式会社	<p>●緯度経度の形式について(P33)  国土地理院など公共データにおける緯度経度値の表記は10進数や度分秒、ミリ秒、10000倍値など様々な単位が見られますが、単位を統一して頂くデータ使用の際に容易となります。例えば、そのまま扱える10進数(小数点以下6桁以上の高精度)や、桁落ちの心配がない整数値のミリ秒に統一、など。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 ご意見は、今後の取組に当たり参考とさせていただきます。</p>
32	データ作成に当たっての留意事項(地理空間情報)関係	ヤフー株式会社	<p>●緯度経度の精度情報について(P33)  座標付与の精度が悪いデータが含まれている場合は、識別できるようにして頂きたい。例えば、街区や番地号レベルで座標付与できたデータと、行政や町大字レベルでしか座標付与が出来なかったデータが混在すると、利用者側は扱いにくくなります。精度を統一して頂くか、出来なかった場合は精度に関する情報をレコード毎に付与して頂きたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 ジオコーディングの方式については、各府省の状況について整理した上で、その明示方法について検討を行うこととしたいと考えております。</p>

通番	項目	提出主体	ご意見	ご意見に対する考え方
33	データ作成に当たったの留意事項(地理空間情報)関係	ヤフー株式会社	<p>●世界測地系への変換について(P33)  国土地理院が提供する「緯度・経度を世界測地系に変換するためのソフトウェア」により、日本測地系に基づく測量成果を世界測地系に基づく測量成果に変換することが望ましい。  ⇒当ソフトウェアを使用、もしくは国土地理院の最新の座標変換パラメータ・ファイル(現在はVer.2.1.2)の使用を明記して頂きたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。  各府省の現時点の変換方式を確認した上で、変換手法を統一的なものにするについて、検討を行うこととしたいと考えております。</p>
34	データ作成に当たったの留意事項(地理空間情報)関係	ヤフー株式会社	<p>●その他地理空間情報データ作成に関して  ・地理空間情報は、その時点で最新の状態のものが常に求められる傾向がありますので、公開されたデータについては定期的な更新を実施頂きたい。  ・「地図データ」「地図上のコンテンツ」ともについては、検索やリスト表示時のソートなどに有効となるため、読み仮名カラムも整備して頂きたい。  ・避難所の様な施設データ等には、各データに識別IDを付与して頂きたい。識別IDは、データ更新時も継承される事を希望します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。  データの更新については、関係業務における情報取得の頻度に合わせて対応することが望ましいと考えられますが、オープンデータのデータカタログの整備においては、データカタログの運用に当たってのデータ特性に応じたデータの更新・継続性に関するルールの整備が必要と考えております。また、利用する上で追加が望まれる情報については、利用ニーズも踏まえつつ、今後検討することとしたいと考えます。</p>
35	その他	個人	<p>2. ITは利用者側の視点で作成しなければ、後日の修正が増えるばかりである。ましてや、ベンダーの意見に偏っては、ベンダーの利権になるだけである。税務行政においては、納税者の利便性、その代理送信をする、税理士の利便性追求に、耳を傾けるべきである。  平成16年2月2日に、電子申告は開始され、その時点より参加している者としての意見であるが、開始当初より、ベンダーサイドの制約の中でソフトウェアが作成されている感がしている。当初は利用感覚を聞くことは難しくても、半数以上が電子申告をしている現状において、意見を聞く中心は、ユーザーである納税者・利用する税理士としていただきたい。  事実、国税庁は大変、税理士会が毎年提出している「電子申告改善要望書」をよく聞いてくださり、可能な限りの改善はしてきていただいている。されど、最終的に、国側の論理、ベンダーサイドの都合で要望はかなわない場面が多い。  参考までに、日税連は、電子申告制度に対応するための、電子証明書発行のために電子認証局を構築し対応してきたが、その発注業者を、元官のN社から、民間のS社に変更したことにより、2/3にコストダウン(5年間で9億を6億以下に。周辺コストまで入れるとさらにその差は大きい。)することが出来た。  電子行政を推進する場合においても、公共入札し、特定の企業、もしくはそのファミリー企業に発注が流れないような仕組みを構築すべきである。IT政策について、世間一般の視線はそこに向いていることは間違いない。「第2のバラマキ公共事業」、「利権国家の典型的構図」などと言われないような配慮をしていただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。  今回のロードマップ案及びガイドライン案は、機械判読に適したデータ形式のデータを営利目的も含めた二次利用が可能な利用ルールで公開する「オープンデータ」の取組に係るものであり、行政手続の電子化に関するものではありません。オープンデータに関しシステムを整備する際には、公平性を担保しつつ取組を進めたいと考えております。</p>